

■発行 No.102 (令和元年7月16日)



一般社団法人 北那覇青色申告会

〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比2-5-3

☎(098) 886-4010 (代) ☎(098) 886-1205

E-mail info@kitanaha-aoiro.net

ホームページ <http://www.kitanaha-aoiro.net>

あなたのそばで
あなたを応援!



しまくうとうばありんくりん
講師 八木政男氏
(俳優・演出家)

六月十一日(火)、ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城に於いて、第8回通常総会記念講演会「しまくうとうばありんくりん」と題して、沖縄芝居、放送番組など幅広く活動しながら、しまくうとうばの伝承に努めている、八木政男氏を講師にお招きしました。

昔は、方言を使った方言札を首にかけられ、友達をばかにするような時代もあったが、世の中が変わって、現在は、しまくうとうばを忘れてはいけない、なくしてはいけない、しまくうとうばを学べる環境があったり、本が出ていたり、とてもすばらしいと思うと述べられました。

自身でも、長年続くラジオ番組で、若い女子アナウンサーに教えながら、さまざまにしまくうとうばを紹介しているが、今は、親も子供や孫に合せて話すから、なかなか覚えるのは難しくなっている。また、四〇年前、ブラジルで沖縄芝居をした時、人の名前を呼ぶシーンで笑いが起こった。後で確認すると、ブラジルでは違う意味をもつ言葉だった。ブラジルでは、おじいさんの事を「ぼうぼう」、沖縄では「赤ちゃん」の意味で、赤ちゃんの事は「ねえねえ」という。土地が変われば意味も違ってくる。これだけ国で違いがあるから、勉強しないといけないと話された。

講演では、「食べて」(カメー) (ウサガミソレー) (ウアガンシエービリ) 等、しまくうとうばには敬語や謙譲語がある事、沖縄の地域名で、東町は「東ボンボロー」、壺川は「チブグワーホウホウ」と呼ばれた、あだ名の由来、アチネーサ(商人)、ヤーシエーク(家を作る人)、フシ(星)、フシノヤウチー(流れ星)等の言葉、ハベル(ちようちよ)や、チン(衣類)、アンマー(母)はインドでも同じ意味として使われている事、アマハイクマハイ(あっち行ったりこっち行ったり)、アンナイカンナイ(あんなこんな言って)、イッチャイイジタイ(出たり入ったり)等の重ね言葉を、面白おかしく盛りだくさん紹介して頂きました。

八木氏の、しまくうとうばをこれからの世代にも伝えたいという熱意がこもった講演会でした。八木先生！いっぺんにふえーでーびたん！

第八回通常総会開催!

一般社団法人 北那覇青色申告会 第八回通常総会が六月十一日、ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城に於いて開催されました。

北那覇税務署 新垣真秀署長をはじめ廣瀬健一郎副署長、阿賀嶺光史管理運営第一統括官、安里晃個人課税第一統括官、伊集盛美上席国税調査官、沖繩税理士会北那覇支部金城満珠男支部長のご臨席のもと会員多数の参加を頂き仲本清弘総務委員長の司会により進行致しました。

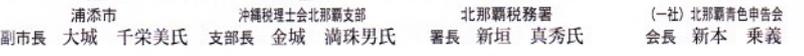
日渡勝彦副会長の開会の辞、会歌斉唱のあと新本会長は挨拶の中で「確定申告合同会場、「結の街」の青色申告手続きコーナーにおいて、税務当局と連携を図り、役職員が一丸となつて青色申告勧奨と会員増強を積極的に取り組み、昨年度に引き続き、成果をあげることが出来ました」と述べられ役員をはじめ会員の皆様、税務当局、税理士会のご理解ご協力に感謝の言葉が述べられた。又、今年度十月、消費税率引き上げと共に軽減税率の導入が予定されており、記帳の重要性を認識する目的での研修会の充実を図ると示され今年度も青色申告会の果たす役割をしっかりと認識し、更なる会勢拡大に一層取り組んでまいります」と抱負を述べた。

続いて新本会長が議長となり報告事項と議案の審議に移った。
報告事項
○平成三十年度事業報告
○令和元年度事業計画
○令和元年度収支予算

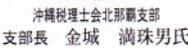
決議事項
○平成三十年度決算報告承認の件
以上の議案を仲本専務理事より説明があり、満場一致で承認可決された。

続いて来賓祝辞では新垣署長より、昨年度に引き続き会員拡大の実績に対して、又、健全な納税道義の高揚と申告納税制度の普及を目的に各種事業の展開に努められた活発な会活動の成果、e-Tax利用件数が昨年を大きく上回った事に税務行政に対する深いご理解とご協力の賜物と評された。又、来る十月より消費税率が10%へ引き上げられる事に伴い軽減税率制度が実施されます。制度の円滑な実施に向け、更なる周知・広報への協力を求められ、これからの会活動への更なる期待を示されました。

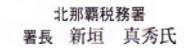
又、沖繩税理士会 金城満珠男北那覇支部長は、貴会の電子申告の実績にふれ税理士会の税務支援により成果に繋がった事に対し、これからの更なる連携の必要性を話された。日渡副会長の閉会の辞で終了となりました。引き続き関係機関のご来賓をお招きし懇親会が開かれ、宮城恵美子副会長の開宴の挨拶、浦添市 大城副市長の乾杯のご挨拶で和やかな雰囲気でご歓談となりました。



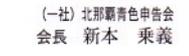
浦添市 副市長 大城 千栄美氏



沖繩税理士会北那覇支部 支部長 金城 満珠男氏



北那覇税務署 署長 新垣 真秀氏



(一社)北那覇青色申告会 会長 新本 乗義

青年部総会開催!

新部長に金城光彦氏



去る六月十八日(火)、沖繩納税研修会館に於いて、来賓に北那覇税務署の新垣署長、安里個人課税第一部門統括官、伊集個人課税第一部門上席官、宮城副会長をお招きし、第八回青年部総会が開催され、知念部長より「青年部活動を通じて、部員同士の信頼感、連帯感を構成し、組織の後継者としての心構えを持つて、積極的に行動してまいります。」と挨拶を述べた後、議長を努め、

第一号議案 平成三十年度事業報告及び決算承認の件
第二号議案 役員職務変更の件
第三号議案 令和元年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件
について審議し、全議案とも満場一致で承認可決されました。なお、役員職務変更において、新部長に金城光彦氏が就任いたしました。又、来賓を代表して新垣署長より祝辞を頂き、宮城副会長の激励のことがばで閉会となりました。引き続き昼食懇親会を金城部長の就任あいさつで開宴し、部員相互の交流を深め、和やかな雰囲気の中閉宴となりました。

女性部総会・記念講演会開催!



六月六日(木)沖繩ホテルにおいて(一社)北那覇青色申告会女性部の第八回定期総会を島袋部長外二十九名の出席のもと開催されました。上程された議案はすべて満場一致で可決され、北那覇税務署 新垣真秀署長、(一社)北那覇

青色申告会宮城恵美子副会長より祝辞を頂き、総会を終了しました。同日、「片付け出来ないイライラさようなら〜自分らしいお方付け心地いい暮らし〜」のテーマで當山ちえみ氏(整理収納アドバイザー)による講演会が行われました。講演では、気づかないうちに物を溜め込んでいたり、片付けたつもりが片付いていないなど、ご自身の体験から整理収納について改めて勉強し心地よく暮らすためにどのような部屋にするかがお片付けの中でも大事な事だと話されました。また、『もったいない』は、物をもっていることではなく、物を最後まで使いきることとの説明の中で、牛乳パックで作る仕切りや、紙袋の鉢カバー、壊れた折りたたみ傘で出来たエコバックなど簡単なリメイクで快適な心地いい暮らしになりますと紹介していただきました。その後の懇親会でも、リメイクで出来た小物を手に取りながら会話を弾み、講師にお片付けの相談をする等、大変有意義な講演会となりました。

青色教室「第19期生」開講



(事業所得者 午前部の部)



(不動産所得者 午後部の部)

今年も、七ヶ月間を通し、全十六回の講座で記帳から決算・申告までマスターすることを目的に青色教室が、五月二十三日(木)に沖縄納税研修会館三階研修室に於いて開講されました。

第一回目は開講式が行われ、午前のコース(事業所得者)は新本乗義会長、午後のコース(不動産所得者)は新垣勉副会長より「長期間にわたる講習会ではありますが、これから得る知識は、事業主である皆様にとって大きな財産となります。青色申告特別控除六十五万を活用するには、損益計算書と貸借対照表の作成が条件となっております。このことは、節税・経営分析にも繋がりますので、最後まで粘り強く受講を継続して頂き、ご自身の事業に役立てられるように頑張ってください。」と挨拶を述べられました。

青色申告の特典を活用しよう

去る四月五日(金)、五月九日(木)に沖縄納税研修会館三階研修室にて、「新規青色説明会」が開催されました。この説明会は、新たに青色申告会に入会

された方々を対象に毎年開催している説明会です。この研修会では、数多くある青色申告の特典の中から、特に大きな特典である青色申告特別控除、青色事業専従者給与、純損失の繰り越しについて説明しました。中でも、青色申告特別控除、青色事業専従者給与は所得税だけでなく、住民税・国民健康保険税の節税にもつながり、白色申告の場合と比較し、大きな節

税効果があることを説明しました。その後は、練習問題を用いて帳簿への記帳の仕方等を勉強して頂きました。最後に、今後実施する研修会や、会員様の将来の保障や生活の安定につながる各種共済制度の紹介、事務局にていつでも個別相談会を実施していることを説明し、これらを積極的に活用して頂くよう、受講者の皆様に呼びかけ致しました。また、令和元年十月から導入される予定の、消費税率の引き上げと軽減税率制度の概要についての説明も行いました。



専従者給与の上手な取り方



青色申告をすると、税法上多くの特典が受けられますが、その中でも主な特典の一つであります「青色事業専従者給与」の研修会が五月十六日(木)、(一社)北那覇青色申告会三階研修室に於いて「専従者給与の上手な取り方」と題し、会員多数参加の下、開催

されました。

研修会では、専従者給与を活用している場合と活用していない場合の所得税・住民税及び国保税・介護保険料にどのくらい節税効果があるのかを、例題を交えて説明がなされ、生計を二にしている一緒に働いている方がいれば、専従者給与を支払った方が有利なることを理解して頂きました。

次に、適正な給与額の決め方や、届出書の書き方、源泉徴収のやり方などの注意点をテキストに沿って説明を行いました。

専従者給与に関する相談は事務局にて随時受け付けておりますので、話を聞いてみたいという方はいつでもご連絡お待ちしております。

エクセル関数講座



去る六月二十日(木)、浦添市産業振興センター「結の街」において、エクセル関数基礎講座を「あつぷす」代表の久保田和成氏を講師にお招きし、(公社)北那覇法人会と共催で開催いたしました。

この講座は、普段エクセルを使っているが、もっと実践的に使いこなしたい方を対象に開催し、数多くある関数の中から実務に役立つ関数を抜粋し、その機能と使い方についてテキストに沿って説明して頂きました。また、関数以外にも知っている便利なエクセルの機能や小技についても紹介して頂きました。

最後に、今回使用したテキストには、講座内で説明した関数以外にも、便利な関数が記載されているので、時間のある時に目を通していただいで、実務で役立ててくださると伝え、講座を締めくくりました。

ブルーリターンA



日時

四月十日(水)

【午前コース・事業者】

四月十一日(木)

【午前コース・不動産】

【午後コース・事業者】

五月十日

【午前コース・事業者】

六月十七日

【午前コース・不動産】

【午後コース・事業者】

七月二十三日

【午前コース・事業者】

沖縄納税研修会館「三階研修室」において、会員の事務の合理化と、経営状況を正確に把握していただくため、「所得税・住民税・国民健康保険税」の節税になる青色申告特別控除六十五万適用の推進、更に、消費税申告の記帳やインターネットを利用した電子申告(イータックス)にも対応したパソコン会計ソフト「ブルーリターンA」の講習会を毎月開催しております。

講習会では始めに、パソコン会計のメリットと、帳簿付けの流れについて説明し、その後、練習問題に沿って実際に入力を行いました。パソコン会計では取引を入力するだけで、自動的に関連帳簿への振り分け・集計が行われ、減価償却費の計算や青色申告決算書まで作成されることを体験していただきました。

十月から消費税軽減税率制度が実施され、消費税申告対象者は収入や経費を税率ごとに区分する「区分経理」が必要となり、事務負担が大きくなります。会計ソフトを利用することで、事務負担を軽減することができまますので、興味のある方はお気軽にお申込みください。

職場の「インターネットトラブル」対策講座



去る五月二十三日(木)、浦添市産業振興センター・結の街に於いて、トランクゲイツ(株)の城間幹夫氏を講師にお招きし、「インターネットトラブル」の対策をテーマに(公社)

北那覇法人会と共催で講座が開催されました。

講座では、メールや、ブログ、SNSを介した情報漏えいや、いわゆる「炎上」「ステマ」、そして、不適切な投稿等、インターネットの取扱いに関する企業トラブルは快挙に暇がありません。ネット上においては、たとえ投稿では伏せられていたとしても企業名や個人の特定は容易でもあり、対応を誤ると信用喪失や売上減少等、経営に深刻な被害をもたらしますと現状を伝えた。

その後、「ブログとは」「SNSとは」といった基本事項から、近年起きたSNS関連の事件や世代間で異なるSNSへの感覚など、発生しやすいトラブルの予防や対応までを具体的に分かりやすく説明をし、「インターネット対応の重要性を認識していただき、今後の経営に役立てて頂きたい」と締めくくった。

講座終了後にも個別に多くの質問があり、受講された方々にとって、実務に役立つ大変有意義な講座となりました。

消費税の軽減税率制度説明会



北那覇税務署個人第一統括官 安里 晃氏



北那覇税務署上席国税調査官 伊集 盛美氏

日時 四月十七日(水) 午前十時～十二時、午後二時～四時 五月二十四日(金) 午前十時～十二時、午後二時～四時 六月四日(火) 午前十時～十二時、午後二時～四時

(二社) 北那覇青色申告会三階研修室において、消費税の軽減税率制度説明会を北那覇税務署と共催で開催いたしました。

今年の十月一日より消費税率が十パーセントに引き上げられ、それに伴い、消費税の軽減税率制度が実施されます。この制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者だけでなく、全ての事業者に関係があります。

この説明会では、北那覇税務署担当官より消費税の基本的なしくみを始め、軽減税率制度の概要、令和五年から実施されるインボイス制度の概要、軽減税率対策補助金についてご説明していただき、青色申告会職員より軽減税率制度実施後の帳簿及び請求書等の記載の仕方について説明いたしました。

最後に、軽減税率対策補助金の期限が迫ってきていること、また、消費税関係の届け出は期限が厳しいので、早めの対策を呼びかけ研修会を終了しました。

土地税制はこう変わる！



去る六月二十一日(金)、浦添市産業振興センター・結の街「三階中研修室」に於いて、税理士の平敷太介先生を講師にお招きし、(公社)北那覇法人会と共催

で、「ごとしの土地・住宅税制はこう変わる！」研修会が開催されました。

研修会では今年十月より消費税率十パーセントの引上げに伴う住宅取得に係る請負工事契約の経過措置についてや消費税率引上げ分の負担をなるべく減らすための住宅ローン控除の拡充、父母や祖父母など直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税限度額の拡大など、消費税率引上げに関連した税制改正の説明があり、民法相続編の改正については、被相続人の配偶者が相続後の生活に支障が出ることのないようにするための配偶者居住権の創設や自筆証書遺言の法務局による保管制度の創設、相続人の配偶者等の貢献に報いる制度などが創設された。また相続した空き家に係る譲渡所得の三、〇〇〇万円特別控除の見直し・期間延長や特定事業用宅地等の小規模宅地等の特例の見直しなどの改正について説明していただきました。

研修会終了後も個別での質問も多く、受講された皆様にとって大変有意義な研修会となりました。

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の倒産から会社を守る制度です！

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
- 貸付条件は無担保・無保証人
- 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室) 経営セーフティ共済 検索

働き方改革・助成金セミナー



去る、六月二十四日（月）浦添市産業振興センター結の街に於いて、グッジョブ相談ステーション後援の下、社会保険労務士の大城貴子先生を講師にお迎えし、今年四月からスタートした「働き方改革」で改正となった点や関連法の概要・留意点についてテキストをもとに分かりやすく説明頂きました。

主な改正点

・年次有給休暇の五日時季指定（改正前は労働者が自ら申し出なければ年休取得ができなかったものから使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時期を指定し、年五回は取得して頂く）

・時間外労働の上限規制（改正前は法律上は、残業の上限がありませんでしたが改正後は法律で残業の上限を定め、これを超える残業はできなくなります）

その他、三六協定届の変更点や残業の上限規制の適用を猶予または除外となる業種の説明などをご説明頂き、後半では助成金の最新情報を紹介し、その中からお勧めの助成金について活用にあたってのポイントを分かりやすく説明して頂きました。

雇用関係助成金は人材育成をはじめ、新規雇用・事業拡大、処遇改善など幅広い場面で活用できますが、毎年変更の多い助成金なので取り組む前に事前に確認し、タイミングを逃さないこと。そして助成金の受給までにはかなりの時間がかかるため、資金繰りの一部と考えず、会社のポーンナスとして考えること、人手不足が叫ばれる中で法改正にアドバイスを頂き、大変関心の高い講座となりました。

「社会保険の基礎講座」開催！



去る六月九日、浦添市産業振興センター「結の街」に於いて（公社）北那覇法人会共催により社会保険労務士の堀下和紀先生を講師にお招きし社会保険の基礎講座が開催されました。

講座が開催されました。

講座では、堀下先生著書の「人事・労務の実務がまるごとわかる本」をテキストに経理・総務・人事の業務、役割など給与計算の全体像から割増賃金の計算、雇用保険料控除の計算や源泉所得税の計算の仕方、従業員を採用した場合の手続き、健康保険 傷病手当金支給申請書高額療養費請求のポイントなど社会保険の様々な手続きの仕方労働保険・社会保険の概要や罰則・時効等の説明がなされ、会社が行う手続き・個人が行う手続きに伴う留意点をわかりやすくユーモア交えて解説して頂き大変有意義な研修会となりました。

初めての方でも安心！

経営状況の把握や融資の際にも役立つ個人事業者向けのパソコン会計ソフト「ブルーリターンA」会員の皆様には、事務局にて操作方法をサポートします（予約制）



国がつくった

安心 安全

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です！

小規模共済

検索

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

県青連広場



沖繩税理士会 会長 外間 喜明氏
沖繩国税事務所 所長 脇本 利紀氏
沖縄県青色申告会連合会 会長 宜名真 正勝



沖縄県青色申告会連合会

第四十五回通常代議員総会開催される！

去る六月十八日(火)ホテルロイヤルオリオン「旭の間」に於いて、沖縄県青色申告会連合会第四十五回通常代議員総会が、来賓に、沖縄国税事務所・脇本利紀所長始め、幹部職員、沖縄税理士会・外間喜明会長のご臨席を賜り、各会の代議員参加の下開催されました。

宜名真会長は、「わが国の経済は、グローバル化の流れの中で、大企業を中心に収益が拡大しているものの、小規模事業者には厳しい経営が続く。更に、少子高齢化の波は地方経済を直撃し、小規模事業者はデフレ不況が緩和されたのちも景気的好循環を実感できない。このような状況の中、本会は税務当局と連携し青色申告の普及と会員拡大に、役員一丸となり取り組んだ結果、(一社)全国青色申告会総連合の会員増強運動に(一社)北那覇会、(一社)沖縄中部会、全青色共済普及部門に(一社)那覇会が表彰予定と報告された。

また、本年十月には消費税率十パーセントの引き上げや、軽減税率制度の導入が予定されており、軽減税率は、すべての事業者に関係あり各会においても税務当局と連携を図りより実務的・実践的な指導を実施していただき、同制度を乗り越えるためにも全青色が開発した会計ソフト「ブルーリターン△」を活用していただけるようお願い申し上げます」と挨拶を述べた。

続いて、第一号議案 平成三十年年度事業報告及び決算承認の件、第二号議案 令和元年度事業計画(案)及び予算(案)承認の件について、満場一致で承認可決された。

脇本利紀沖縄国税事務所長、外間喜明沖縄税理士会会長のお二人から祝辞を頂き総会を終了いたしました。引き続き、多数のご来賓のご臨席を頂き、懇親会が開かれ和やかな雰囲気の中、終了いたしました。

沖縄県青色申告会連合会女性部総会



第二十三回代議員総会が六月十八日(火)ホテルロイヤルオリオンにおいて、代議員十四名出席のもと開催されました。上程されたすべての議案は満場一致で承認可決され、沖縄国税事務所松田昌個人課税課長、沖縄県青色申告会連合会宜名真正勝会長より暖かいお言葉を頂き、総会を終了致しました。

総会終了後、研修会が行われ、「消費軽減税率率について」を沖縄国税事務所間税課軽減税率制度係山城千尋主任より行われました。

消費軽減税率率の対象項目について説明され、特に複数税率対応のために請求書や領収証等で取引ごとに税率を区分する必要があります。また、軽減税率対象の判断は、売る側の目的で判断すべきで、買った側の使用目的に左右するものではないと話されました。

続いて、「スマートフォンによる確定申告書作成について」同所個人課税課長嶺芳幸記帳指導専門官より説明されました。「一定の要件を満たしている方で、事前に税務署でID・パスワードを取得して頂ければ、スマホで申告書を作成、送信する事が出来、より使いやすく便利になりました。」と、操作方法を動画で解り易く説明し、受講者はメモしたり、質問したりと講師の話に熱心に聞き入り研修を終えました。

沖縄県青色申告会連合会青年部総会



去る六月二十四日(月)一般社団法人北那覇青色申告会研修室において、沖縄県青色申告会連合会青年部第十五回通常代議員総会が開催されました。

上原部長は「本年十月には消費税率十%の引き上げ、軽減税率制度の導入、青色申告特別控除六十五万円の見直しなど、申告納税環境は大きな変化がづくくなか、全青色青年部の「テナアツプ運動」による会員・部員増強運動とイータックスの普及を推進し、併せてマイナンバー制度への理解を深められるよう、全青色・地区会と一丸となり、今後とも青年部未結成会に創設を働きかけ、税制改正運動など、所期の目的が達成されますよう、ここに集う部員が一致団結し、頑張っていければと思いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。」とあいさつを述べたあと議事に入り、

第一号議案 平成三十年年度 事業報告の件
第二号議案 平成三十年年度 決算承認の件
第三号議案 令和元年度 事業計画(案)承認の件
第四号議案 令和元年度 収支予算(案)承認の件
について審議し、全議案とも満場一致で承認可決された。

代議員総会終了後、別会場にて懇親会を開き、上原部長の開宴のあいさつで祝宴となり、部員相互の交流や意見交換を行い、より充実した青年部を目指しましょうと約束を交わし、実りのある懇親会となりました。